

令和6年度 宇和島市結婚新生活支援事業

下記要件を満たす新婚世帯が対象期間内に支払った住居費と家電購入費用の一部を補助します。

結婚新生活を
応援します！

補助対象世帯

【令和6年度事業対象世帯】

- 令和6年1月1日以降に結婚した夫婦で、婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下であり、世帯の所得が660万円未満である世帯
- 申請があった日において夫婦の双方または一方が補助対象期間内に取得または賃借した市内住宅に居住し、住民登録している
- 生活保護等の公的扶助を受けていない
- 夫婦いずれも市税等の滞納がない
- 賃貸人への家賃を滞納していない
- 夫婦いずれも暴力団員等ではない
- 過去にこの要綱に基づく補助を受けていない

【令和5年度事業対象世帯】 ※継続補助世帯・資格認定世帯のみ

※継続補助世帯・資格認定世帯共に、対象経費は住宅取得、リフォーム、賃貸、引越しのみ（家電は対象外）

◆継続補助世帯

令和5年度事業において1回以上この補助金の交付を受けている世帯で上限額まで達していない場合、令和6年度事業の対象となる範囲において、上限額から昨年度交付を受けた額を引いた差額分までご申請いただけます。

◆資格認定世帯

令和5年度事業の対象となる婚姻世帯であって、対象経費の支払いが令和6年度になる等の理由から同年度に交付申請を行うことが困難で資格認定を受けた場合、継続補助世帯と同様に令和6年度事業の対象期間においてご申請いただけます。

補助上限額

婚姻日における夫婦の年齢及び申請時の最新の世帯所得によって限度額が異なります

夫婦の双方が29歳以下の世帯	住宅取得・リフォーム・賃貸・引越	家電
世帯所得500万円未満	60万円	20万円
世帯所得500万円以上660万円未満	20万円	
夫婦の双方もしくは一方が39歳以下の世帯	住宅取得・リフォーム・賃貸・引越	家電
世帯所得500万円未満	30万円	10万円
世帯所得500万円以上660万円未満	10万円	



※世帯の所得（奨学金を返還している場合は、所得から奨学金年間返還額を除いた額）を直近の所得証明書で確認します。
※上記上限額は、令和6年度事業対象世帯の補助上限額です。令和5年度事業からの継続補助世帯の上限額は令和5年度の上限額から昨年度交付を受けた額を引いた差額分、資格認定世帯の上限額は令和5年度事業における上限額が適用されます。また、令和5年度事業で1度以上ご申請済みの世帯の、今年度における新規としてのご申請（家電を含む）はできません。

補助対象経費

※1 令和6年4月1日から令和7年2月末日までに支払った次の費用が対象となります。

住居費

結婚を機とする下記住居費が対象

取得・リフォーム費用（建物に係る費用のみ）

- 夫婦双方またはいずれか一方が所有者名義人またはリフォーム等の契約者であること
- 建築基準法等の関係法令に適合した住宅であること ※2
- 事業実施年度末までに住宅の引き渡しを受けていること（取得） ※2
- 事業実施年度末までに実施したリフォームであること（リフォーム）
- 店舗等との併用住宅の場合は、延床面積の1/2以上が居住用であること
- 住宅改修に係る他の補助を受けていない、または受ける予定がないこと

賃借費用

賃料・共益費・敷金・礼金・仲介手数料

夫婦のいずれか一方が賃貸借契約の名義人であり、当該住宅の家賃を支払っている

ただし、次の費用は補助対象外となります。

- ・ 駐車場代 ・ 地代 ・ 光熱水費 ・ 設備購入費
- ・ 住宅手当（勤務先から住宅手当が支給されている場合）
- ・ その他適当でないとする費用

引越し費用

不用品の処分費用やレンタカーを利用した費用等は対象外

家電購入費用

市内の店舗で購入した時短家電および省エネ家電の購入費用

（洗濯乾燥機、冷蔵庫、食器洗い乾燥機等。消費税、送料・配達料、設置工事費を含みます。）

ただし、次の費用は補助対象外となります。

- ・ 家電リサイクル費用
- ・ 処分費用
- ・ 付属品等購入費
- ・ 中古品



※1 賃借費用において、婚姻日より一年以上前から同居している場合は、婚姻日以降に支払った家賃等が対象となります。

※2 婚姻日前に取得した場合は婚姻日前1年以内に取得したもの、リフォームした場合は婚姻日前1年以内に実施（発注契約）したもの

提出書類

- 補助金交付申請書（指定）
- 夫婦双方または一方の住民票の写し
- 夫婦の記載のある戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）または婚姻証明書等（婚姻の日が確認できる書類）
- 夫婦の所得証明書又は非課税証明書
- 夫婦の市税等納税証明書（市税等の滞納がないことを証する書類）
- 奨学金返済額が分かる書類の写し（貸与型奨学金を返済している場合）
- 補助対象経費の区分ごとに必要な書類（※別紙参照）

申請の流れ

申請書類ご提出後、審査を行います。審査にお時間がかかる場合や、審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。書類審査の結果、補助金の交付可否を通知します。



申請〆切

令和6年4月1日～令和7年1月31日支払分

令和7年1月31日

令和7年2月1日～令和7年2月28日支払分

令和7年2月28日

制度の詳しい情報はHPをご覧ください、下記までお問い合わせください

問い合わせ

宇和島市役所保健福祉部 こども家庭課（1階23番窓口）

電話番号：0895-49-7017 メール：kodomoka@city.uwajima.lg.jp

HP：<https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/49/uwajimawedding.html>

